

規制の事前評価書

法 令 案 の 名 称 : 危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令案等

規 制 の 名 称 : リチウムイオン蓄電池に係る規制の見直し

規 制 の 区 分 : 新設 拡充 緩和 廃止

担 当 部 局 : 総務省消防庁予防課危険物保安室

評 価 実 施 時 期 : 令和8年2月

1 規制の必要性・有効性

【緩和・廃止】

<法令案の要旨>

- リチウムイオン蓄電池の電解液は消防法（昭和 23 年法律第 186 号）で定める危険物であるため、当該蓄電池を保管する場合は、危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号。以下「令」という。）や危険物の規制に関する規則（昭和 34 年總理府令第 55 号。以下「規則」という。）で定める位置、構造及び設備の技術上の基準を満たす貯蔵所で保管する必要がある。
- このうち屋外貯蔵所については、令第 16 条においてその位置、構造及び設備の技術上の基準が定められるとともに、令第 26 条により、原則として、危険物を規則で定める容器に収納して貯蔵し、又は取り扱うこととされている。
- 今般の改正は、リチウムイオン蓄電池内で貯蔵される第 2 類（電解液が染み込んだ可燃性固体）又は第 4 類（引火性液体）の危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋外貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準について特例を定めるとともに、当該屋外貯蔵所において、当該危険物を容器に収納させることなく貯蔵できるようにするものである。

<規制を緩和・廃止する背景、発生している課題とその原因>

- 電気自動車の普及が進み、リチウムイオン蓄電池の需要が高まる中、現行の規制により屋外貯蔵所の新設等に際して立地が限られる等の課題が生じているところ、事業者から現行の基準を合理化する要望があることを踏まえ、規制の見直しを行う必要がある。

<必要となる規制緩和・廃止の内容>

- 「リチウムイオン蓄電池に係る火災予防上の安全対策に関する検討会」の報告書（令和 5 年 2 月 15 日）及び「リチウムイオン蓄電池に係る危険物規制に関する検討会」の報告書（令和 6 年 3 月 29 日）並びにその後の事業者からの要望を踏まえ、リチウムイオン蓄電池内で貯蔵される第 2 類又は第 4 類の危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋外貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準について、一定の安全措置（注）が講じられた場合には、学校や住宅等からの距離や危険物施設の周囲に保有する空地の規制を緩和するとともに、当該屋外貯蔵所において、当該危険物を容器に収納させることなく貯蔵できるようにする。

(注) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う設備を、告示で定める基準に適合するキュービクル式（鋼板で造られた外箱に収納されている方式）のものとすること等

2 効果（課題の解消・予防）の把握

【緩和・廃止】

- リチウムイオン蓄電池のリスクに応じた柔軟な規制を適用することにより、屋外貯蔵所の新設等に際して建築物の効率的な配置が可能になるとともに、屋外貯蔵所の新設等が進み、国内におけるリチウムイオン蓄電池の普及拡大や国際競争力の向上に寄与する。なお、屋外貯蔵所の新設場所やレイアウトの状況等は様々であり、効果について定量化することは困難である。
- 事後評価の際には、事業者から課題の解消状況や更なるニーズの有無等を聞き取った上で検証を行う。

3 負担の把握

【緩和・廃止】

<規制緩和・廃止により顕在化する負担>

- 一定の安全措置が講じられた場合にのみ認められる特例基準であることから、安全性は規制緩和前と変わらず、「規制緩和・廃止により顕在化する負担」は見込まれない。

<行政費用>

- 改正後の特例基準が適用される屋外貯蔵所での火災による被害の状況等は、既存の制度である消防本部からの火災報告により確認及び検証することが可能であるため、新たなモニタリングの必要性は生じない。

4 利害関係者からの意見聴取

【緩和・廃止】

■意見聴取した □意見聴取しなかった

<主な意見内容と今後調整を要する論点>

- 屋外に設置するリチウムイオン蓄電池設備に特例基準を適用できるようにすることや、リチウムイオン蓄電池内で貯蔵される第2類又は第4類の危険物を容器に収納せずに貯蔵できるようにすることについて、関係業界団体から特段異論はなかった。

<関連する会合の名称、開催日>

- リチウムイオン蓄電池に係る火災予防上の安全対策に関する検討会（令和4年3月25日、令和4年5月13日、令和5年1月5日）
- リチウムイオン蓄電池に係る危険物規制に関する検討会（令和5年6月27日、令和5年12月20日、令和6年3月11日）

<関連する会合の議事録の公表>

- https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/post-108.html
- https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/post-137.html

5 事後評価の実施時期

【緩和・廃止】

- ・ 施行後おおむね 5 年以内に事後評価を実施予定。